

公的研究費補助金の不正防止に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、福島学院大学（大学院及び短期大学部を含む。以下「本学」という。）における「公的研究費補助金取扱いに関する規程」に基づき、研究活動を行っている者（以下「研究者」という）の不正行為等を防止するために必要事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、公的研究費に係る研究活動又はその成果の発表の過程において次の各号のいずれかに該当した行為をいう。

1. ねつ造

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

2. 改ざん

研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

3. 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

4. 不正使用

実体を伴わない講師料・給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体に伴わない旅費を支払わせること、法令、研究費を分担した機関の規程及び本学の規程に違反する経費の使用

5. 二重投稿

同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

6. 不適切なオーサーシップ

研究論文の著者において、著者としての資格を有しない者を著者として含め、もしくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為

2 この規程において「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者である。

(コンプライアンス教育)

第3条 公的研究費の取扱いに係る不正防止を図るため、その運営及び管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育は、本学における不正防止対策に対する理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度など

の遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について説明するものとする。

(誓約書の提出)

第4条 公的研究費の運営及び管理に関わる職員は、本学において研究を遂行するにあたり、自署による誓約書を提出しなければならない。

2 誓約書の提出を公的研究費の申請要件等とし、提出がない場合は、本学において研究費等の運営及び管理に関わるができないものとする。

3 誓約事項は、本学の規則等を遵守すること、不正を行わないこと並びに不正を行った場合は本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担することとする。

(不正防止計画の策定)

第5条 本学における公的研究費の運営及び管理に関する不正を防止するため不正防止計画部署を置き、補助金課をもってこれに充てる。

2 不正防止計画部署は、不正防止計画の推進に当たり、次に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握、検証に関すること。

(2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) 不正防止計画を別に定める。

(4) その他不正防止計画の推進に関すること。

(通報)

第6条 本学の管理の職にある教職員で公的研究費における被通報者の不正行為、不正使用に関する通報（告発、報道や外部機関からの指摘を含む）を受けたものは、直ちに補助金課もしくは直接学長に報告しなければならない。

2 学長は前項による通報内容の合理性等を告発等30日以内で確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(不正行為調査委員会)

第7条 学長は通報の事実確認のため、不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な書類調査及び被通報者並びに関係者からの事情聴取を行い、不正の有無、内容、関与者及びその程度、不正使用額などを認定する。なお調査にあたっては、通報者の保護を図るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

2 学長は、研究活動等の委員会を設置し、事実関係の解明に努めるとともに、実名による通報者に対し、その旨を直ちに通知しなければならない。なお、調査の必要性がないと判断された場合もその旨を通知するものとする。

3 学長は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない

4 委員会は、設置後30日以内に調査を開始し、150日以内を目途に終了するものとする。

5 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、通報者及び被通報者と直接の利害

関係を有する者を除くものとする。

- (1) 学長 (2) 本学委嘱の公認会計士1名 (3) 学長が指名する教員2名
(4) 総務部長 (5) 経理課長 (6) 補助金課長

6 委員会に委員長を置き、監事をもってこれに充てる

7 委員会が前項の調査を行う場合は、被通報者及び関係者に対し、弁明の機会を与えなければならない。なお、弁明の内容の判断にあたり、専門性を要すると判断したときは、その構成員の交代又は追加等により調査を実施するものとする。

8 被通報者及び関係者は、委員会から調査に係る協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(調査中における措置)

第8条 学長は、調査の実施決定後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究活動等に係る研究費の使用を一時的に停止することができる。

(調査結果の報告、認定等)

第9条 委員会は、調査が終了次第、速やかに学長にその結果を報告しなければならない。報告に際しては、個人情報保護に配慮し、事実関係を適切に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散する。

3 調査結果の報告を受けた学長は、不正行為につき、遅滞なく是正措置及び再発防止策等を講じなければならない。学長は被通報者に懲戒処分を行う場合は、就業規則及び懲戒規程の規定に則り行うものとする。さらに必要があれば関係機関への通報等を行わなければならない。

4 学長は、実名による通報者に対し、調査結果、是正措置及び再発防止策等を通知しなければならない。

5 学長は、通報を受け付けた日から210日以内に調査結果及び再発防止計画等を含む最終報告書を研究費の配分機関に提出するとともに、その求めに応じ、中間報告書の提出及び調査に支障がない場合は、関係資料の閲覧及び現地調査等に応じなければならない。

6 学長は、調査の途中であっても不正の事実が一部でも判明した場合は速やかに認定し、配分機関に報告する。また配分機関の求めに応じ調査の進捗状況報告や中間報告を行う。

7 学長は、不正行為の事実があったと認定した場合は、不正に関与した者の氏名等を含む調査結果を公表する。ただし、合理的な理由があるときは、氏名等は非公表とすることができる。

8 学長は、調査の結果、研究費の私的流用その他の悪質性が高い行為と認められた場合は、刑事告発、民事訴訟等の法的な手続を行うものとする。

(通報者の不利益な扱いの禁止)

第10条 本学は、通報を行ったことを理由として、通報者に対し不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員その他の関係者は、職務上知り得た事実を漏洩してはならない。その職を離れた後も同様とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行うものとする。

(実施細則)

第13条 この規程を施行するために必要な事項については、必要に応じて学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この規程の所管は補助金課とする。